

審査論文応募要項

- 1 内容 民俗建築に関する論文・報告などとし、原則として未発表のものであること。ただし、本学会大会・研究会で発表したものは差し支えない。
連続して数編応募する予定の場合でも、各編がそれぞれ完結していること。その場合各編の表題は内容を適切にあらわしたものとし、総主題を副題とする。
- 2 応募資格 本学会会員とする。連名での執筆者の場合も、すべて本学会会員とする。
- 3 提出期日 毎年4月20日および10月20日を提出締切り日とする。
- 4 提出先 本学会事務局審査論文委員会
- 5 原稿 論文・報告は図・表・写真のスペースを含め、刷り上がり8ページ以内とする。注記は一連番号を付し、本文の最後にまとめること。
原稿は和文または英文で横書き（ワードプロセッサ等仕上げ）とし、下記の執筆要領に従う。図はインキングして、ただちに版下になるものを用意すること。
執筆要領
和文原稿：刷り上がり8ページ以内、1ページは学会誌『民俗建築』の字数・行数・段組を基準とし、冒頭に和文表題、英文表題、和文著者名、英文著者名、本文、注記の順に記述し、英文紹介(100語程度)を加えてもよい。
英文原稿：刷り上がり8ページ以内、1ページは36行、650語程度を基準とし、冒頭に英文表題、和文表題、英文著者名、和文著者名、和文紹介(200字程度)、本文、注記の順に記述する。
上記分量を越えた場合は別途費用(10,000円/頁)を徴収する。なお増分は2ページ以内とする。
提出原稿は3通(ただしコピー可)とし、原則として電子媒体データ(図版等を含む)を添える。郵送に際しては、「審査論文原稿」と封書に表記すること。
- 6 論文の採否 審査論文委員会は提出された論文・報告について選任した査読委員により「応募原稿査読要領」に則って判定された結果に基づき採否を決定する。
- 7 審査料 審査受付と同時に審査料として20,000円を徴収する。
- 8 掲載 採用された論文・報告は学会誌『民俗建築』に審査論文として掲載する。
- 9 質疑 掲載された論文・報告にたいし誌上質疑・討論を申し込む場合は、対象論文・報告名を頭書し、要旨を簡潔に書き、本学会事務局審査論文委員会あてに送付する。なお、質疑は対象論文・報告の掲載から6ヶ月以内とする。
- 10 著作権 掲載された論文・報告の著作権は著者の占有とし、本学会は編集出版権を持つものとする。

提出先

162-0834 東京都新宿区北町18 一般社団法人日本民俗建築学会

*詳細は審査論文委員会にご連絡ください。